

総務委員会資料

平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

諮問第1号

下水道使用料の滞納に係る差押に関する処分に係る審査請求について

資料1 下水道使用料の差押処分に対する審査請求について

資料2 審査請求制度について

平成29年2月8日

総務企画局

下水道使用料の滞納に係る差押に関する処分に係る審査請求について

1 審査請求の概要

(1) 審査請求人

議案書のとおり

(2) 審査請求の年月日

平成28年10月26日

(3) 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の差押に関する処分（以下「本件処分」という。）について、正当な判断に基づく下水道使用料の請求を求める。

差押調書（謄本）発行日 平成28年9月27日

金額 84,052円

納入事由 平成20年11月分から平成23年10月分までの下水道使用料

(4) 審査請求の理由

審査請求人は、下水道使用料を未払いとしている認識はなく、本件処分に係る金額を支払うことに納得できないため、正当な判断を求める。

(5) 審査庁

川崎市長

(6) 処分庁

上下水道事業管理者

平成28年9月27日、処分庁は、審査請求人の預金に係る債権の差押に係る処分を執行し、同年10月19日、審査請求人の預金に係る債権の取立てを金融機関に対し行った。

処分庁は、平成28年10月21日、取り立てた債権の配当を行い、同日、審査請求人に対し、配当計算書（謄本）を送付した。

平成28年10月26日、審査請求人は、本件下水道使用料の請求内容について正当な判断を求める旨の審査請求を行った。

平成28年10月28日、処分庁は、配当を受けた金銭を本件下水道使用料にあてた。

3 審査請求に対する処分庁の見解

平成28年10月26日に審査請求人が申し立てた審査請求の内容は、処分庁が同年9月27日に執行した預金に係る債権の差押に関するものであり、同年10月19日、処分庁が金融機関に対し預金に係る債権を取り立てたことによって、当該債権は消滅している。

本件は、消滅した債権に係る差押に関する処分に係る審査請求であり、審査請求の目的が消滅していることから、却下の判断を求めるものである。

2 審査請求に至るまでの経過

平成23年10月21日、処分庁が、審査請求人の住居の排水設備について公共下水道への接続調査を実施したところ、接続を確認したため下水道使用料が未徴収であることが判明した。

処分庁は、審査請求人に対し、未徴収である平成20年11月分から平成23年10月分までの下水道使用料（以下「本件下水道使用料」という。）について説明し、その納付について理解を求めた。

平成25年10月25日、処分庁は、審査請求人に対し、本件下水道使用料の納付について納入の通知を行ったが、納期限までに納付がなかったため、平成26年1月9日、本件下水道使用料の納付について督促を行った。その後も納付に関する催告等を行ったが、納付はなかった。

審査請求について

1 概要

審査請求とは、違法または不当な処分について、その取消しを求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立である。

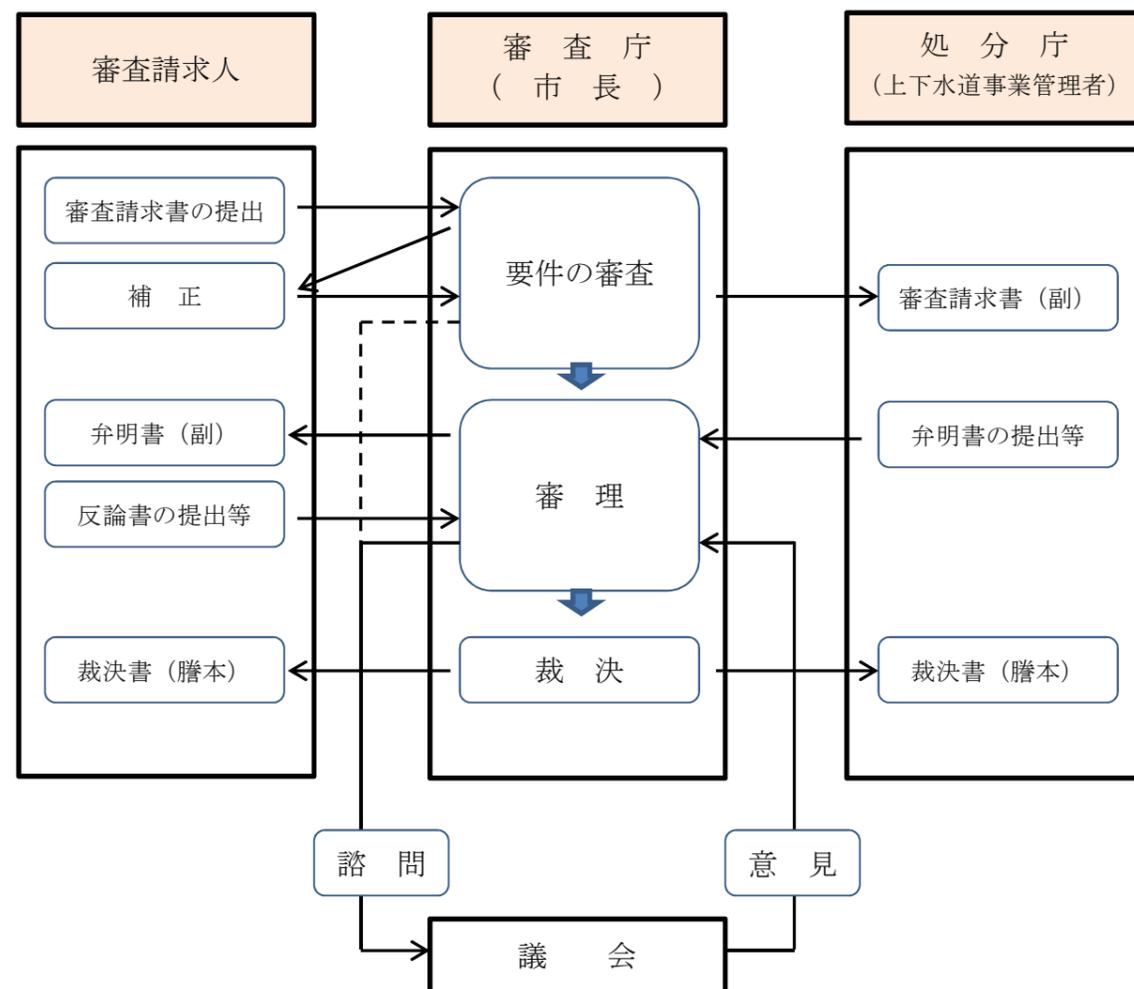
今回の審査対象である下水道使用料の滞納に係る差押に関する処分については、審査請求があった場合には、議会へ諮問をしなければならないという規定が地方自治法にあることから、本件審査請求に関する最終的な判断（裁決）を行うにあたり、議案として議会に諮問する案件となる。

2 対象

行政が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、下水道使用料の滞納に係る差押に関する処分（滞納処分）に対して審査請求がされている。

3 手続



※ 「- - -（破線）」は不適法であって補正することができないことが明らかなき等。この場合には実質審理を行わず、却下すべきか否かについて議会に諮問を行うこととなる。

4 期間



5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。なお、本件については審査請求が不適法であるとして、却下裁決を行うに際し、却下すべきか否かについて議会の意見を聞くものである。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分全部又は一部の取消ができる。

6 審査請求が不適法とされる場合

次の場合等は審査請求が不適法であるとして却下裁決の対象となる。

- (1) 審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合
- (2) 審査請求をすることができない事項について審査請求をした場合
- (3) 審査請求をすべき行政庁を誤った場合
- (4) 審査請求をする資格がないものが審査請求をした場合
- (5) 審査請求書の記載事項に不備があり、審査庁による補正命令に応じなかった場合
- (6) 審査請求の目的が消滅した場合

7 議会の意見について

審査請求が不適法であることを理由として諮問を行う場合、議会の意見をを受けた審査庁の対応は次のとおりとなる。

(1) 却下すべきものとされた場合

審査庁は却下裁決を行う

(2) 却下すべきでないものとされた場合

審査庁は実質審理を開始し、審理終結後に再度議会に対して諮問を行う

8 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6ヵ月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、審査請求前置とされている処分については、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3ヵ月経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。